

原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う 信用保証料の助成について

原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴い資金繰りに支障が生じている中小企業事業者の経営安定に資するため、セーフティネット保証及び激甚災害関連保証に係る市町村長の認定等を受けた会員事業者に対し、埼玉県信用保証協会等に支払った保証料の一部を助成いたします。

1 助成対象

助成金の助成対象は、以下の保証料となります。

- (1) 国が定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」)に係る市町村長の認定にもとづき、埼玉県信用保証協会等の保証料(以下「保証料」という。)
- (2) 「激甚災害」に伴う被害等に係る市町村等の「罹災証明書」にもとづき、信用保証協会の保証を受けた保証料
- (3) 原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした埼玉県等が定めるセーフティネット制度融資に係る保証料

2 助成期間

令和7年1月1日以降の融資実行日から令和8年2月28日までを助成対象期間とし、令和8年3月6日を助成申請の最終受付日とします。

(但し、令和6年4月1日～12月31日までの保証料支払分については、全ト協の助成対象外ですが、当協会単独で要綱で定める額の2分の1の助成、限度額10万円を行います)

3 助成金額

信用保証料の額の2分の1(但し、1社20万円を限度(「災害関係保証」または「東日本大震災復興緊急保証」の場合は40万円))を助成します。

なお、予算の助成枠を超えた場合、助成申請を打ち切ることがあります。

4 提出書類

- ① 信用保証協会保証料助成申請書
- ② 信用保証料計算書の写し(お客様控え)
- ③ セーフティネット保証に係る市町村認定書等写し
- ④ 金融機関発行の融資計算書(写)、又は融資明細書(写)
- ⑤ 「災害関係保証」または「東日本大震災復興緊急保証」の場合は、市町村長等からの「罹災証明書」もしくは「認定書」の写し

5 助成金の返納

助成金の交付を受けた事業者が、融資の繰上償還を行った場合等で、信用保証協会から保証料の返還を受けた場合には、返還額に相当する助成金を返納していただきます。

セーフティネット保証制度とは

景況の悪化により中小企業信用保険法により特定業種として指定されている運送事業者が、売上の減少や軽油の値上り等、一定の要件を満たす場合、市町村長の認定により、保証限度額の別枠化を行う制度。